地方独立行政法人大阪市博物館機構
契約事務審査会設置要綱

平成31年４月１日

（目的）

第１条　この要綱は、入札契約事務の透明性、客観性の確保及び地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「法人」という。）が発注する建設工事等及び物品・委託役務関係業務の適正な履行を確保するために「地方独立行政法人大阪市博物館機構契約事務審査会」（以下「審査会」という。）を設置するとともに、その運営について必要な事項を定める。

（審議対象）

第２条　審査会の審議対象は、支出予定額が１件あたり税込250万円以上（単価契約の場合においては、年度合計支出予定額）の案件とする。

（所管事務）

第３条　審査会は、前条に定める契約について、次に掲げる事項を調査、審議する。

(1) 契約の必要性及び契約方法に関すること

(2) 競争入札を行う場合の競争参加資格の決定

(3) 指名競争入札に付そうとする場合における指名業者の選定

(4) 随意契約を行う場合の契約相手方の選定方法及び選定理由

(5) 前各号に掲げる事項に関連する事項

２　前項に掲げるものを除くほか、審査会は、前条に定める契約について、次に掲げる事項を調査、審議する。

(1) 企画競争方式（プロポーザル方式又はコンペ方式）及び総合評価落札方式を採用する場合の以下に掲げる事項

ア 当該事業の目的、概要

イ 企画競争方式及び総合評価落札方式を採用する理由とその導入効果

ウ 事業スケジュール及び契約相手方決定までの事務手順

エ 事業者の選定基準及び応募資格

オ 学識経験者等の意見を聴取する委員会の委員構成と委員選定理由等

カ その他必要な事項

(2)標準契約書を使用しない場合における契約書の使用に関すること

(3) 入札参加停止措置に関すること

(4) 適正な入札契約事務手続に関すること
(5) その他会長（第４条第１項に定める会長をいう。）が必要と認める事項

（審査会の組織等）
第４条　審査会に会長及び副会長を置き、審査会の組織は、次に掲げる者をもって充てる。
(1) 会長　　事務局長
(2) 副会長　事務局次長
(3) 委員　　事務局総務課長及び会長が指名するもの
２　会長は、会務を総括する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（審査会の会議）
第５条　審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
２　審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
３　審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。
４　会長は、審査会を招集できない場合は、各委員に議事を回付し可否を伺うことで議決に代えることができる。

（審議の省略）
第６条　第３条の規定にかかわらず、次に掲げる契約及び事項については、審査会で審議したものとみなす。
(1) 審査会において、あらかじめ同種案件の競争参加資格や契約相手方の選定方法及び選定理由を包括的に調査、審議した契約
(2) 理事会及び経営会議において、すでに調査、審議した契約
(3) 競争参加資格として、法人が定める共通競争参加資格のみを適用する契約
(4) 企画競争方式（プロポーザル方式又はコンペ方式）を実施した場合の、契約相手方の選定に関すること
(5) その他会長が審議の必要がないと認める契約

（事務局）
第７条　審査会の庶務は、事務局総務課において行う。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附　則

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年10月１日から施行する。